

令和8年度 事業計画

一般社団法人岡山県介護支援専門員協会

◇事業概要

令和8年度は、令和9年度「第10期介護保険事業計画」を見据え、各地域の安定的なケアマネジメント推進のために、行政に対して、居宅介護支援事業所の運営に関する提案やケアサービスの調整にかかる社会資源の課題について提言を行う。

研修事業については、主任研修及び主任更新研修のeラーニング化を行い、今後の法定研修の見直しに向けた準備を進め、その他の研修においても、年間計画に沿って会員のニーズに合った内容に取り組んでいく。

認定調査事業については、岡山市に続き美作市の認定調査事業も円滑に運営が行えたことから、引き続き行政とも連携を図りながら適切な運営に努めていく。

ケアプラン点検事業については、引き続き作業の平準化を進めていく。

岡山県の委託事業を積極的に受託し、会員及び協会の安定した事業運営にも寄与していく。

事務局においても、組織体制の見直しを図り、会員がより活動しやすい環境を整備していく。

令和8年度は、「日本介護支援専門員協会全国大会 in おかやま」を8月22日・23日に開催する。

【重点課題】

- ・組織の構築と共に、より強固な組織となるよう地域支部、日本介護支援専門員協会との連携を強化しつつ、会員のすそ野を広げるための活動を行い、新規会員獲得に努める。
- ・指定事務受託法人の受託による協会運営の安定を図る。
- ・介護支援専門員の資質向上のために、各種研修事業の充実を図り、かつ指導や支援のできる人材を育成する。
- ・介護支援専門員の求人に関する情報の提供を行う。
- ・事務局の安定的な運営が図られるよう課題解決に取り組む。
- ・一般市民等への介護支援専門員の業務等の啓蒙活動を行い、介護支援専門員に対する理解を進める。
- ・ケアプランデータ連携システム活用促進のため「ケアプランデータ連携システム特別委員会」を立ち上げる。
- ・中山間地域における小規模事業所の支援のための特別委員会「居宅介護支援事業所のあり方特別委員会」を立ち上げる。
- ・「日本介護支援専門員協会全国大会 in おかやま」を開催する。

1. 組織

(1) 職能団体としての強化に向けた取り組み

- ①会員の増強
- ②日本介護支援専門員協会との連携
- ③県内地域支部活動に関する支援及び連携
- ④その他

(2) 事業運営を行うための組織

組織は10の部会と下部組織として9の委員会を設置する。

①認定調査部

指定市町村事務受託法人として岡山市及び美作市から認定調査事業を受託し実施する。また、岡山市から新規認定調査員研修、現任調査員研修の事業を受託し、介護支援専門員に対して研修を行う。

②法定研修事業部

岡山県の委託により、介護支援専門員各法定研修事業を行う。事業の実施にあたり、法定研修ワーキングチームを運営する。「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン（令和5年4月）」に従い、各

法定研修に対応可能な岡山県版「ケアマネジメント実践テキスト」を活用し、実践に即したより効果的な研修事業の実施に努める。さらに、月1回の研修向上ワーキング会議において、各法定研修の企画・立案、実施、評価、その後の研修への反映といった研修実施サイクルを効果的に展開する。

また、法定研修等の講師人材を育成することを目的として、キャリアアップ研修を行う。

③事業運営部

介護保険制度等に関する新たな情報を会員へ発信するとともに、ケアマネジメントの実践事例の報告等を通じて、ケアマネジメントの質の向上を目指す。その一環として、年2回のケアマネ大会（うち1回は全国大会）および居宅介護支援事業所管理者研修を実施する。

また、県の人材参入促進事業を受託し、福祉・介護の魅力を現場から学生等の市民に向けて発信する。

④研修部

「岡山県介護支援専門員協会研修体系(年次計画)」を策定し、計画に基づき会員個々のケアマネジメント技術および介護支援専門員としての資質向上に関する研修事業の企画・実施・評価を行う。支部研修活動の情報交換および活動の集約を行い、研修部員としての意識づけを高めスキルアップを図るとともに、支部活動におけるリーダー的役割が担える人材を育成する。

施設・地域密着委員会

施設等における介護支援専門員の資質向上及び効果的な施設ケアマネジメントに関する研修等を開催する。

主任ケアマネ委員会

利用者の人権尊重、自立支援、利用者の自己決定を大切にした質の高いケアマネジメントが行えるよう研修会等を企画・実施。(年2回法定外研修を予定)。主任介護支援専門員は介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステム実現のための情報収集と発信、事業所や職種間の調整といった多くの役割が期待されており、会員同士切磋琢磨してスキルアップを図る。

地域包括支援センター委員会

地域包括支援センターにおける介護支援専門員の実態、業務上の課題を把握するために相互交流の機会を作る。課題に対応した資質向上に関する研修等を開催する。

⑤災害対策部

今後、予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備え、協会と地域支部の連絡網の整備や対応体制を整える。また、発災時に即座に災害体制を整え、会員やその地域での生活が継続できるスキームの構築を行う。

さらに、災害支援ケアマネジャーの養成やBCPフォローアップ研修を実施し、災害の知識の習得等を行い、その地域だけではなく、広域的に災害支援が行える人材の育成を行う。

⑥社会保障部

介護保険制度を中心に、制度改正、ケアマネジメント等について理解を深め、会員の質問に対して回答する。また介護支援専門員が抱えている課題についても検討し、必要に応じて調査、分析を行う。受験対策講座を通じて、将来の介護保険制度を支える人材の確保を行う。

介護保険委員会

介護保険制度、ケアマネジメントに関する会員からの質問に対して根拠を持って、迅速かつ正確に回答する。

調査研究委員会

協会の円滑な運営、介護支援専門員の質の向上等に関して、調査、分析等を行う。
また、介護保険の基礎知識、知って得する情報、さらには上記介護保険委員会に寄せられた質問をとりまとめ、『ケアマネ虎の巻』としてホームページ等に掲載を行う。

受験対策委員会

新たな人材の発掘、育成のため、介護支援専門員実務研修受講試験の受験者を対象に受験対策講座を実施する。

⑦広報部

研修会報告、交流会事業・支部活動報告、多職種からの情報提供、役員からのメッセージ、制度解説など、会員に有益な情報提供を行うため、機関紙かわら版を年4回発行する。

会員への情報提供、また、会員のさらなる増加と一般の方への啓蒙のための媒体としてのホームページやSNSの活用方法について検討していく。特にSNSについては年度後期に2回程度会議を行い、本格的な運用に繋げていく。

利用状況、内容について定期的に点検し、事業が多くなっている現状に対応できるようにタイムリーでわかりやすい情報提供を行う。8月に開催される「日本介護支援専門員協会全国大会 in おかやま」については機関紙などで広報誌、多くの参加が得られるように取り組む。

⑧法務部

職業倫理の遵守や業務上のトラブル対策等の基礎知識習得、情報提供や研修会を開催する。
法務部としての委員会を定期的に開催し倫理綱領委員会と法律委員会の情報共有を行いながら介護支援専門員としての知識向上のための冊子を作成する。

倫理綱領委員会

虐待防止のための研修会の開催や情報提供を行う。

介護支援専門員の職業倫理向上のための取り組みを検討すると同時に、介護支援専門員が自らを律することが出来るための知識の向上を図る。

法律研究委員会

業務上のトラブルに関する相談助言、法的視点に関する情報提供等を行う。

県南・県北で介護支援専門員が有しておかなければならない法律の知識を身に着けるための研修を企画・実施し、会員が援助職者として自らの立場を保全するとともに利用者に不利益をもたらさない為の知識の向上を図る。

⑨渉外部

多職種、地域に向けて介護支援専門員の役割周知を目的とした活動を行う。

他の職能団体や関係機関との各種研修（合同研修会）及びイベント等において、企画・運営を行う。
また会議等への参加・協力を推進し、広報を実施する。

上記に係るその他の会議、研修等に参加する。

他の職能団体・多職種との連携・関係づくりに向けた協議を行う。

医療介護連携推進委員会

医療・介護の関係機関が連携し、入院から退院後の在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護提供体制の構築と推進を目的に活動する。各支部のコーディネーターが中心となり、地域課題の把握や情報共有を行いながら、研修の企画・運営等を通じて地域における中核的な役割を担う。具体的には、

コーディネーター研修および多職種連携研修会を開催するとともに、医療機関へ退院後の在宅生活状況を適切に情報提供する様式を作成し、活用促進を図る。また、「おかやま医療介護多職種連携支援ブック Ver.6」を作成し、デジタルガイドとして活用促進を行う。

⑩ケアプラン点検事業部

各県民局や市町村からの依頼に応じて、介護給付適正化研修会の開催やケアプラン点検を行う。ケアプラン点検アドバイザーの資質向上や育成を目的とした研修を年1回以上行う。

2. 事業活動

(1) 介護支援専門員の資質向上に関する研修事業

<法定研修> (岡山県からの受託研修)

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 岡山県介護支援専門員専門・更新(就業者向け)研修 | (法定研修事業部) |
| ② 岡山県主任介護支援専門員研修 | (法定研修事業部) |
| ③ 岡山県主任介護支援専門員更新研修 | (法定研修事業部) |

<受託事業>

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① 岡山県医療介護多職種連携体制整備事業 | (渉外部) |
| ② 医療と介護の連携促進のための「草の根」事業 | (渉外部) |
| ③ ケアプラン点検アドバイザー派遣事業 | (ケアプラン点検事業部) |
| ④ 地域ケア会議支援事業 | (岡山支部、浅口支部) |
| ⑤ 岡山市在宅療養強化研修事業 | (岡山支部) |
| ⑥ 介護支援専門員受験対策研修事業 | (高梁支部) |
| ⑦ その他 | |

<協会研修>

以下のうち、岡山県からの助成事業「キャリア形成 セミナー」は(キャリア)と表記、「自主研修」は(自主)、「法定外研修」は(法定外)と表記する。

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ① ①-1 主任ケアマネ委員会研修 (法定外) | 9月、1月 (研修部) |
| ①-2 施設・地域密着委員会研修 (自主) (キャリア) | 5、9、3月 (研修部) |
| ①-3 地域包括支援センター委員会研修 (キャリア) | 7月 (研修部) |
| ①-4 ケアマネジメントセミナー研修 (法定外) | 10月、2月 (研修部) |
| ①-5 ブロック研修 (法定外) 県南・県北会場 | 10月、11月 (研修部) |
| ①-6 基礎研修 (キャリア) | 1、2月 (研修部) |
| ② 居宅介護支援事業所管理者研修 (法定外) | 12月 (事業運営部) |
| ③ 介護支援専門員受験対策講座 (キャリア) | 6~9月 (社会保障部) |
| ④ 災害支援ケアマネジャー養成研修 (自主) | 3月 (災害対策部) |
| ⑤ BCP(感染症)研修 (自主) | 12月 (災害対策部) |
| ⑥ BCPフォローアップ研修 (自主) 県南・県北会場 | 4、11月 (災害対策部) |
| ⑦ ケアマネジャー大会 (法定外) | 8月、3月 (事業運営部) |
| ⑧ 高齢者虐待防止研修 (法定外) | 4月 (法務部) |
| ⑨ 法律勉強会 (キャリア) | 6月、12月 (法務部) |
| ⑩ キャリアアップ研修(リーダー研修)対象者限定 (法定・自主) | 5月、10月 (法定研修事業部) |
| ⑪ 一般社団法人 岡山県作業療法士会 合同研修 (自主) | 6月 (渉外部) |
| ⑫ 一般社団法人 相談支援専門員協会 合同研修 (自主) | 3月 (渉外部) |
| ⑬ その他 | |

- (2) 介護保険制度及び介護支援業務に係る調査・研究及び刊行物の発行に関する事業
- ① 「ケアマネジメント実践テキスト」販売
 - ② その他
 - ・「ケアマネ虎の巻」のホームページへの定期的な掲載
 - ・法律 Q&A集 (トラブル対処方法、その他)
- (3) 県民に対する介護保険制度及び福祉施策の広報に関する事業
- ① 岡山県福祉・介護人材参入促進事業
(介護サービス博覧会において学生を対象としたサービス事業者ブースの見学ツアー)
 - ② 介護サービス博覧会中四国(マッチングプラザ)への協力
 - ③ その他
- (4) 介護支援専門員相互の情報交換及び相談に関する事業
- ① 介護保険やケアマネジメントに関する会員からの相談業務
 - ② 広報誌「かわら版」の発行
 - ③ ホームページ、SNSの管理、運営
 - ④ 企業、関係団体等の広告協賛による情報提供
 - ⑤ ケアマネ業務支援システム(OCAS)の運用
 - ⑥ その他
- (5) 地域の介護支援専門員によるネットワークの活動を支援する事業
- ① 支部長会議の開催
 - ② 会員相互の交流会
 - ③ その他
- (6) 指定市町村事務受託法人に関する事業
- ① 要介護・要支援認定申請のあった介護保険被保険者等を対象とする認定調査
 - ② 要介護・要支援認定を必要とする生活保護法の被保護者等で介護保険の被保険者以外を対象とする認定調査
 - ③ 介護支援専門員を対象とする新規認定調査員研修、現任調査員研修
- (7) 関係機関及び団体との連携・調整に関する事業
- ① 多職種連携促進を目的とした研修会の参加、開催、連携、協力
 - ② 介護支援専門員と関わりの強い内容の行事の参加や、協賛、派遣
 - ③ 災害時に備え、平常時の研修や訓練への参加、「災害派遣福祉チーム」への参画、他職能団体との連携
 - ④ 介護保険関連団体協議会の事務局の受託
 - ⑤ その他
- (8) その他、前各号に附帯関連する当法人の目的を達成するために必要な事業
- ① 指定市町村事務受託法人の運営(要介護認定調査業務、事務局)
 - ② 顧問弁護士による法律相談
 - ③ 他団体からの(研修等)窓口および運営の協働。会議・研修等において当協会として連携する。

その他 その他、定款に定める事業に関連し必要と認められる事業